

鳥取県告示第548号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
津ノ井特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道桂木生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、平成16年11月1日市町村合併（以下「合併」という。）前の鳥取市（以下この欄において「旧鳥取市」という。）と合併前の国府町との境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の標柱（No. 1）に至り、同標柱から鳥取市都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の標柱（No. 2）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、旧鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市香取と同市久末の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203-2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
香取特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と町道岩伏横断線との交点を起点とし、同所から同町道を北方に進み、町道香取線に至り、同町道を東方に進み、町道岩伏横断線に至り、同町道を東方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤崎大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤崎大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	〃
橋津川特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道東郷湖線の浅津橋から国道9号の羽合大橋までの橋津川河川区域及び南谷樋門から湯梨浜町道親水公園右岸線の上橋津橋までの旧橋津川の河川区域	〃
上福万特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市福万地内の県道米子丸山線と市道上福万日下原線の交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、同市福万1076-2地先の里道に至り、同里道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐陀川右岸の木製標柱に至り、同標柱と県道米子丸山線上に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
糸録川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市鹿野町鹿野地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道出百姓線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み終点に至り、同所から同市鹿野町鹿野字鳥羽谷と字棚田口の境界の農道を南西に進み、同市鹿野町鹿野字鳥羽谷、字棚田口、字棚田の境界に至り、同市鹿野町鹿野字棚田口と字棚田の境界の農道を南方に進み、	〃

	標柱（No. 1）に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、標柱（No. 2）に至り、同標柱から西方に進み、標柱（No. 3）に至り、同標柱から農業用排水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
天神川中流特定猟具（銃器）使用禁止区域	三朝町道赤松線の赤松橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河川区域及び三朝町道大瀬本泉線のわかとり橋から天神川までの三徳川の河川区域	〃
岩坪池特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町高千穂地内の岩坪池の湖面	〃
西高尾ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡北栄町西高尾地内のレークサイド大栄の公園敷地と西高尾ダムの堤体の交点を起点とし、同所から堤体を東方に進み、町道東高尾西高尾線に至り、同町道を南西に進み、町道西高尾ダム2号線に至り、同町道を北西に進み、レークサイド大栄の公園敷地の境界線に至り、同境界線を北西、北東及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
谷 特 定 猟 具（銃器）使用禁止区域	倉吉市谷地内の県道津原穴沢線と大倉川との交点を起点として、同所から同県道を西に進み、農道333に至り、同農道を南方に進み、通称大仙峰に至り、同峰と農地との境界を南西に進み、農道332に至り、同農道を西方に進み、市道谷1号線に至り、同市道を北方に進み、農道337に至り、同農道を南西に進み、市道谷中央線に至り、同市道を南方に進み、農道329に至り、同農道を西方に進み、農道302に至り、同農道を北方に進み、市道谷2号線に至り、同市道を北東に進み、大字谷と大字津原の境界に至り、同境界を北東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を東方に進み、市道鋤津原線に至り、同市道を南東に進み、農道327に至り、同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃